

1. 英霊顕彰運動

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進

①国家の行為である戦争において、尊い命を国に捧げ、日本の安寧と繁栄を願い散華された英霊に対し、我が国を代表する内閣総理大臣が 靖国神社に参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げ平和祈願を行うことは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。引き続き、総理、閣僚、多くの国会議員の靖国神社への参拝が定着化するよう、関係諸団体と連携を密に運動を推進していく。

②環境整備 ア. 世論喚起 イ. 国会対策

(2) 国立の戦没者追悼施設建設構想の阻止

(3) 知事の護国神社参拝運動の推進

(4) 大東亜戦争の正しい歴史観の醸成

(5) 市区町村における慰霊祭等の実施

(6) 靖国神社等との連携

(7) 第5ブロック内で検討されている「靖国神社参拝問題について」

(8) その他 6月23日は沖繩戦終結の日であり、「慰霊の日」でもある。本会と沖繩県遺族連合会が毎年主催している「平和祈願慰霊大行進」に本部、支部一体となって参加協力する。特に、青年部については、7つの柱の一つの事業であることから、戦没者の孫、ひ孫等の積極的な参加を促す。

2. 戦没者遺族の処遇改善運動

(1) 公務扶助料等の改善 高齢化著しい戦没者遺族にとって公務扶助料等は、生きて行くための重要な糧となっているのは周知の事実である。しかし国会において、野党議員から、公的年金引き下げに準拠すべきとの意見がある。戦没者遺族に対し支給される公務扶助料等の意義について、国家補償の理念で支給されるものであることを、機会を捉え広く知らしめる努力を引き続き行う。

(2) 特別弔慰金の支給要件の改善等 特別弔慰金は、今後、戦没者の孫、ひ孫等も支給対象となるよう、支給要件の改善に努める。

(3) 全国戦没者追悼式への国費参列者の拡大及び、式典内容の改善等 「全国戦没者追悼式に参列したい」との遺族が多いことから、国費参列者の増員を引き続き国に求めるとともに、旅費算定基準の見直しを強く国に働きかける。また、式典は、今日の平和を見つめ直す好機でもあることから、児童、生徒の参列をより一層促す。

3. 組織の拡充強化

(1) 組織の拡充強化 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、青年部と共に慰霊祭への参列、会費の徴収、機関紙の配布等々、積極的に支部の活動を行う。また、各種事業に戦没者の孫、ひ孫等と共に参加し、後継者の育成に努める。支部にあっては、引き続き魅力のある支部づくりを構築するとともに、戦没者の孫、ひ孫等青年部の組織化、並びにリーダーの育成、さらに、甥、姪を含め新規会員の獲得に努める。女性部は今年結成65周年を迎えることから、女性部として相応しい行事等を企画する。青年部については、青年部相互間の情報交換の重要性に鑑み、今年も研修会を開催する。

(2) 財源の確保 ①本会は、唯一の収益部門である機関紙の販売強化に努めるとともに、本会にふさわしい収益事業について検討する。なお、本年10月に消費税率10%の引き上げが予定されているが、今年度の機関紙の購読料は据え置きとする。しかし、今後の収益状況によっては料金の改定等について検討する。また、各支部に向けては青年部組織の設立やその準備に伴い、本会の事業に理解を深めていただくため、青年部に対し新規購読を依頼するとともに、ホームページからの新規購読申し込みが出来るよう検討する。②支部においては、会費の減少が著しい現状で財源の確保は深刻な問題である。このため特別弔慰金受給者への拠金願いや、青年部育成基金の創設等英知を結集して財源の確保に努める。

(3) 支部事務局の強化

(4) 実態調査の継続実施 各支部は遺族の実態調査を引き続き行うなどして、会員名簿を整理し 遺族会員の把握に努めるとともに、新規会員の獲得に引き続き努力する。

(5) 啓蒙活動の実践 機関紙、ホームページを逐次更新し、英霊顕彰並びに処遇改善運動や、慰霊事業等の本会の活動内容を遺族会員のみならず、若年層や青年部員層など広く一般にも理解されるよう、わかり易く、かつ正確な情報伝達に努める。

(6) 支部遺族会のあり方について検討 各支部は、会員の減少や財源の枯渇等自県における組織存続の再点検を行うとともに、今後の遺族会のあるべき姿や、会の活性化に向けて引き続き検討願う。

4. 遺児の慰霊友好親善事業および遺骨収集事業等

(1) 遺児の慰霊友好親善事業 参加者の高齢化に伴い付き添い者として孫、甥、姪との参加を促すなど周知徹底をはかり、日程等の事業内容の見直しの検討を行う。広域地域 14地域、延べ15回・792名(予定) 特定地域 3地域・108名(予定)

(2) 海外民間建立慰霊碑移設等事業 ロシア、ミャンマー、フィリピンの3地域(予定)

(3) 国内民間建立慰霊碑移設等事業 今後は、管理者が高齢になり管理できない場合を考慮し、国や自治体が積極的に民間建立慰霊碑の維持管理に関与するよう要請する。

(4) 樺太・千島戦没者慰霊碑維持管理事業 「樺太・千島戦没者慰霊碑」の良好な維持管理に努める。

(5) 戦没者遺留品の返還に伴う調査事業 各支部遺族会の協力を得て、遺留品の持ち主または、その遺族の所在調査を行い、遺留品の早期返還を図る。

(6) 遺骨収集事業等 日本戦没者遺骨収集推進協会が政府より委託を受け実施する遺骨収集 事業等については、積極的に参加協力する。

(7) 戦跡慰霊巡拝 フィリピン地域(予定)を実施する。

5. 社会奉仕活動の推進

(1) 国内における社会奉仕活動

(2) 海外における社会奉仕活動

6. 今後の遺族会を考える特別委員会

7. 九段会館跡利用についての対応

8. 昭和館運営事業の推進

(1) 広報活動等事業

(2) 展示事業 ①常設展示 ②特別企画展 春期と夏期に特別企画展を開催する。③巡回特別企画展 福島県福島市と長崎県長崎市で巡回特別企画展を開催する。④資料貸出

(3) 資料収集事業 ①実物資料 ②図書映像資料

(4) 関連情報提供事業 ①図書資料の閲覧提供 ②映像・音響資料の閲覧提供 ③戦中・戦後のニュース映画の上映 ④資料公開コーナーでの資料紹介 ⑤「昭和の日」関連イベント ⑥戦没者を追悼し平和を祈念する日」関連イベント

(5) 戦中・戦後の労苦を伝える語り部育成事業

(6) 関係施設等連携会議